

令和7年6月13日

組 合 員 各 位

宮 古 漁 業 協 同 組 合
《 公 印 省 略 》

熱中症対策の強化について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当漁協業務運営に対しまして御理解・御協力を賜り心から感謝する次第であります。

さて、今般、労働安全衛生規則の一部改正に伴い、令和7年6月1日より、熱中症対策に関する義務が労働者を雇用する全ての事業者に課されることとなりました。

つきましては、下記内容等をご確認のうえ、対象となる方は対策の実施をお願い致します。

記

1. 令和7年6月1日から義務化された事項

熱中症による重篤な災害を防止するため、次の対応が求められます。

- (1) 「熱中症の自覚症状がある労働者」または「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」が、その旨を速やかに報告できる体制の整備及び関係者への周知
 - (2) 状況に応じた迅速かつ適正な対応手順の作成及び事務所内・現場への周知
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び住所地等の関係者への周知
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施（フロー図）の作成及び関係者への周知
- ※フロー図を作成し、作業場等の見やすい場所への掲示が必要になります。

対象となり、フロー図が必要な方は、宮古漁協ホームページによりダウンロードするか、管理課・各支店・支所までお願い致します。

※詳しい対策内容等については、「厚生労働省HPの熱中症予防情報」より確認して下さい。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

《注意事項》

上記の義務を怠った場合、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる罰則規定が適用されます。

2. 対象

- (1) 対象者：法人・個人を問わず、漁業・養殖業・遊漁船業等の労働者を雇用する全ての事業者
- (2) 対象作業：「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※WBGT：暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数